

注 文 書

- 1 契 約 番 号 2026000279
- 2 契 約 名 尿流量測定装置購入
- 3 納 入 場 所 大崎市民病院本院（宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号）
- 4 納 入 期 限 令和 9年 1月29日
- 5 別 添 書 類
 - （1）仕様書
 - （2）参考明細書
- 6 担 当 課 経営管理部 総務課

仕様書

1 契約名 尿流量測定装置購入

2 品名及び数量

NO.	品名	品番	数量
1	TOTO 社製 尿流量測定装置フロースカイ	UM-100	一式

3 納入場所 大崎市民病院本院（宮城県大崎市古川穂波三丁目 8 番 1 号）

4 納入期限 令和 9 年 1 月 2 9 日

5 設置条件

- （１） 調達機器設置に係る対応(重機等)をはじめ、搬入・配線など設置調整費の全ての費用を含むこと。
- （２） 接続・調整に関する全ての費用(作業費・部材費等)を含めること。
- （３） 調達機器が正常稼働するために工事・設置調整が必要となる場合は、受注者の負担として本入札金額の範囲内で整備対応すること。
- （４） 受注者は納品前に現地の下見を発注者立会いの下行い、病院施設内の設備に不足がないことを確認し、不足があった場合には速やかにその旨を発注者に報告し、設備対応すること。
- （５） 調達機器の設置及び使用に際し、関係機関への届出が必要な調達機器においては、発注者へ報告し、届出に必要な項目を報告すること。
- （６） 調達機器の納入は発注者と協議し、指定場所に納入すること。
- （７） 調達機器の設置及び使用に際し、現行機器の移動が必要な場合は発注者へ報告し、敷地内の指定場所まで移動すること。

6 サポート・障害支援体制

- （１） 調達機器の取扱いに関しては、担当する職員等が技術を習得するまで十分な教育訓練を行うこと。

- (2) 調達機器に関する取扱説明書を紙媒体及びPDFデータで発注者に提出すること。
- (3) 納入後一定期間は、当院職員の要請に基づき、機器稼動時に技術者を派遣立会いさせ、調達機器の稼動性能を確認するとともに当院職員の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は、状況により、発注者と協議すること。
- (4) 納入後の故障等に対しては、迅速な修復が可能な体制を有することとし、当該体制に関する資料を提出し発注者の了承を得ること。
- (5) 無償保証期間は、装置の納入検査合格日から1年間とする。
- (6) 無償保証期間中における定期点検費、人件費、作業費、出張費、修理部品費及び定期交換部品費等について、すべての費用を無償とすること。ただし、過失による故障や消耗品・事務用品を除く。
- (7) 調達機器に契約不適合があった場合は、発注者との協議により対応すること。
- (8) 仕様書に記載のない事項については、適宜、発注者との協議に応じること。

7 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

参考明細書

尿流量測定装置購入

件名	数量	単位	単価（円）	価格（円）	消費税 区 分	摘要
尿流量測定装置 本体	一	式			課税	
標準設置費（既存本体解体費含む）	一	式				
諸経費	一	式			課税	
計（税抜）						
消費税額					適用税率	10.0%
計（税込）						